

観音寺市合併20周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市が合併20周年を迎えるに当たり、20周年記念の気運を高め、シビックプライドの醸成を図ることを目的として、観音寺市合併20周年を記念した事業であることの冠を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 市民、市内に活動の拠点をもつる団体、市内に事業所をもつる企業等が実施する事業
- (2) 実施する事業の目的及び内容が観音寺市合併20周年記念事業実施方針に沿う事業
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 政治的、宗教的及び思想的活動を目的とする事業
- (4) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とする事業
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が関与している事業
- (6) その他市長が不適当と認める事業

(事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次に掲げるものとし、当該冠を含む事業の名称は別表の例による。

- (1) 観音寺市合併20周年記念
- (2) 観音寺市合併20周年記念事業
- (3) 観音寺市合併20周年記念 未来もずっと、この街で。

(4) 観音寺市合併20周年記念事業 未来もずっと、この街で。

(冠事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市合併20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を省略することができる。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 観音寺市合併20周年記念市民協働事業補助金交付要綱（令和7年観音寺市告示第10号）に基づき、補助金の交付決定を受けた者

(3) その他市長が適当と認めた者

(冠事業の承認)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、事業の内容を審査し、その可否を観音寺市合併20周年記念冠事業承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により冠事業の承認を受けた者（以下「冠事業実施者」という。）又は前条第2項の規定により申請を省略し、冠事業を実施する者（以下「冠事業申請省略実施者」という。）に対し、次に掲げる特典を付与するものとする。

(1) 事業の名称に付する冠の使用

(2) 観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用要綱（令和7年観音寺市告示第〇号）に定める観音寺市合併20周年記念ロゴマーク及びキャッチコピーの使用

(3) 観音寺市ホームページ等の広報媒体による事業の周知

(4) 観音寺市が有する観音寺市合併20周年記念事業啓発のための物品等の貸与（事業内容の変更等）

第6条 冠事業実施者は、当該承認の決定後に事業内容を変更し、又は事業を中止するときは、速やかに観音寺市合併20周年記念冠事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等の申請があったときは、事業の内容を審査し、その可否を観音寺市合併20周年記念冠事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により、冠事業実施者に通知するものとする。

（承認の取消）

第7条 市長は、冠事業実施者又は冠事業申請省略実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- （1） この要綱に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

（実績報告）

第8条 冠事業実施者は、冠事業終了後30日以内に、観音寺市合併20周年記念冠事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（紛争の解決）

第9条 冠事業実施者又は冠事業申請省略実施者は、冠事業に関し第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（庶務）

第10条 冠事業に関する庶務は、政策部企画課において処理するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

冠 (根拠条文)	事業の名称
第3条第1号	観音寺市合併20周年記念 ○○○○
第3条第2号	観音寺市合併20周年記念事業 ○○○○
第3条第3号	観音寺市合併20周年記念 未来もずっと、この街で。 ○○○○ 観音寺市合併20周年記念 ○○○○ 未来もずっと、この街で。
第3条第4号	観音寺市合併20周年記念事業 未来もずっと、この街で。 ○○○○ 観音寺市合併20周年記念事業 ○○○○ 未来もずっと、この街で。